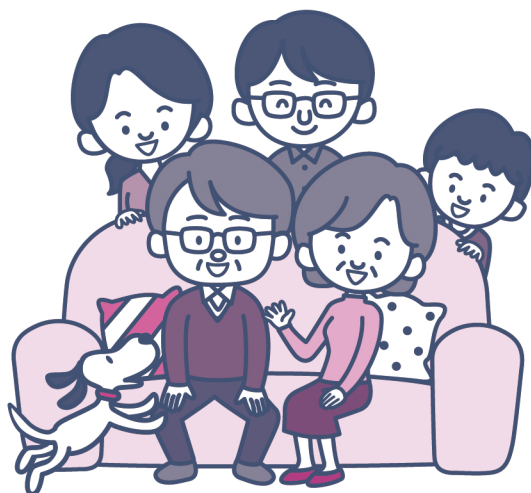


FUJIFILM 2024年度 商品パンフレット保存版

富士フイルムグループ団体保険のご案内

お得な
保険料最大 40.15%の
割引適用！

従業員の皆さまとご家族の安心に！

<年に一度、保険の見直しをしませんか？>

【申込締切日】 2024年2月13日(火)

【申込方法】

1

前年同条件で継続

お手続きは不要です。

2

新規・変更・脱退



以下はインターネットでお手続きください。



- 団体損害保険（三井住友海上）
- 社員グループ保険（日本生命）
- 生活習慣病保障プラン（大樹生命）

お手続きは FFBX ホームページから

<https://sp-jp.fujifilm.com/insurance/index.html>

※お申込みの際には、P5および別冊の重要事項説明書等を必ずお読みください。

富士フイルムホールディングス株式会社

富士フィルムグループの団体保険制度について

会社の福利厚生制度の一環として運営されている【富士フィルムグループ社員】のための保険制度です。
 スケールメリットを生かした制度で加入できる様々な商品をご用意しております。
 ご家族皆さままでご加入をご検討ください。

団体保険のメリット

- ① 団体保険として各種割引が適用されたお得な保険料
- ② 退職後も継続可能※
- ③ ご家族の方の加入も可能※
- ④ ライフイベントの変更に応じた見直しが可能
- ⑤ お申込み、お手続きが簡単
 →保険料のお支払いは給与天引き
 →ご加入にあたり医師の診査は不要

※一部商品により異なります。

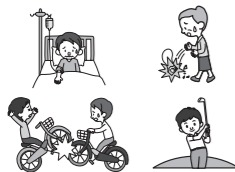
お取り扱い商品

日常のリスクに対応するあらゆる商品を取りそろえて皆さまのニーズにお応えします。

保険募集期間にお手続きいただける商品

団体損害保険 三井住友海上

各種の損害に備える保険



ケガ保険 病気保険
 賠償保険 携行品保険
 ゴルファー向け保険
 長期収入サポートプラン

医療保険 アクサ生命・大樹生命

病気やケガに備える保険



入院保障保険
 生活習慣病保障プラン

いのちの保険 日本生命

万一の死亡・所定の高度障がい状態に備える保険



社員グループ保険
 (団体用生命保険)

通年お手続きいただける商品

自動車保険 三井住友海上・東京海上日動火災

自動車の保険



GK くるまの保険
 トータルアシスト

火災保険/地震保険 三井住友海上

住まいの保険



GK すまいの保険

医療保険 アフラック

病気やケガに備える保険



医療保険
 がん保険

ペット保険 アニコム損保

ペットの保険



どうぶつ健保

2024年度の主な改定について

■三井住友海上<団体損害保険>病気保険について新たにご加入いただく場合や、継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、「健康状況告知書質問事項」へご回答が必要です。
 今年度(2024年4月21日保険始期契約)より、質問事項の内容が緩和されましたのでご案内いたします。

改定① 直近の健康状況や過去の治療歴の告知対象期間が短縮されました!		
各質問事項について、ご回答いただく対象期間が以下のとおり短縮されました。		
質問内容	対象期間/時点	
	改定前	改定後
直近の健康状況	過去3か月	告知日(ご記入日)時点
過去の治療歴	過去3年	過去2年
がん等の治療歴	これまで(過去無制限)	過去2年

改定② 妊娠に関する質問事項が廃止されました!	
これまで16才以上の女性のみなさまにご確認いただいていた妊娠のご状況については、ご回答不要になりました。 ※妊娠または出産については保険金をお支払いできません(「療養の給付」等の対象となるべき期間を除きます)。	

■三井住友海上<団体損害保険>について多くのご加入者さまに保険金をお受け取りいただいた事により(※)、保険料が改定となります。何卒ご理解いただきますよう宜しくお願い申し上げます。
 各プラン保険料はP7~P14をご確認ください。
 ※過去の損害率による割増引はいただいた保険料とお支払いした保険金との割合で決定し毎年見直されます。

申込書によるお手続き

以下の商品は申込書によるお手続きとなります。新規ご加入を希望される方は申込書を送付いたしますので、FFBX 保険 SC までご連絡ください。

- ・入院保障保険プライム60(アクサ生命)

インターネットによるお手続き

以下の商品はインターネットによるお手続きとなります。

- ① 団体損害保険(三井住友海上)
- ② 社員グループ保険(日本生命)
- ③ 生活習慣病保障プラン(大樹生命)

………パソコン可・スマホ可。
 お勤め先によってインターネット手続きをご利用いただけない場合があります。
 詳細は「インターネット手続きのご案内」を参照のうえご利用ください。

手続きサイトの入り口

①~③いずれも、富士フィルムビジネスエキスパート(FFBX)のホームページ(以下、HP)※内の「保険メニューのご案内」ページよりアクセスし、お手続きください。

<https://sp-jp.fujifilm.com/insurance/index.html>

- STEP1: トップ画面の「団体保険 一斉募集のご案内」をクリックしてください。
 ↓
 STEP2: 「富士フィルムビジネスイノベーションおよび関連会社従業員の方はこちら」をクリックしてください。
 ↓
 STEP3: Web 手続きのできる①~③の商品は「ID・初回PW」を参照のうえ、「お手続き」をクリックしてください。

【ご注意】

- ※ FFBX の HP よりアクセスいただかないと保険会社サイトの認証がされず、お手続きいただけない場合がございます。
- ※ ① 団体損害保険(三井住友海上)のお手続きは「Microsoft Edge」をご使用ください。

保険金・給付金のインターネット手続きについて

- 保険金・給付金のお手続きも HP より連絡、依頼ができます。
- 団体損害保険(三井住友海上)は専用 WEB サイトで以下のことが可能です。(ご利用には条件があります)
 ○ケガ保険/病気保険/携行品保険は事故の連絡から保険金請求まで完結ができます。
 詳細は同封の三井住友海上「保険金請求 WEB システム」をご参照のうえご利用ください。

※スマホでお手続きの場合

STEP1・2の代わりに、以下より、STEP3へ




給付金のお手続きページ

ケガ保険
 病気保険
 携行品保険
 賠償保険
 ゴルファー向け保険
 サポートプラン
 長期収入
 社員グループ保険
 生活習慣病保障プラン
 医療保険

富士フィルムビジネスイノベーションおよび関連会社団体保険 商品一覧

富士フィルムビジネスイノベーションおよび関連会社にお勤めの皆さまと
そのご家族さまだけが加入いただける制度です。

	保険種類	プラン	保険料 割引率等	保障(補償) 対象地域	加入対象者 (被保険者となれる方)	加入年齢 (保険始期日時点)	退職後の継続	保険始期 (契約日)	保険終期	保険料払込方法 (給与天引き)	ネット 手続き	お手続き方法			
												新規加入	変更	脱退(解約)	変更なし
各種の損害に 備える保険	団体損害保険(引受保険会社 三井住友海上)	ケガ保険	40.15%	国内外問わず	本人および家族 一部本人のみ	制限 なし	◎ 団体割引で 継続可 一部プラン 変更要	2024年 4月21日 午後4時	2025年 4月21日 午後4時	6月給与から	○ 保険募集 期間のみ	● 団体募集期間： インターネットにて お手続きください。 ● 団体募集期間以外： FFBX 保険 SC へ お問い合わせください。			
		病気保険	33.5%	*2	本人および家族 一部本人のみ	◎ 団体割引で 継続可 一部プラン 変更要									
		賠償保険	33.5%*1	*4	本人	◎ 団体割引で 継続可									
		携行品保険	33.5%*1	国内外問わず	本人 (家族型あり)	◎ 団体割引で 継続可									
		ゴルファー向け保険	6E、6D 6A、6B	33.5%*1	*6	本人および家族	◎ 団体割引で 継続可								
			6F	33.5%*1	*7	本人	◎ 団体割引で 継続可								
		長期収入サポートプラン	30%	国内外問わず	本人	×									
万一の死亡・ 所定の 高度障がい状態 に備える保険	社員グループ保険 (引受保険会社 日本生命)	団体取扱	国内外問わず	本人および家族	本人 14歳6カ月超*70歳6カ月以下 (75歳6カ月まで継続可) ※配偶者は満18歳以上 こども 2歳6カ月超22歳6カ月以下	△ 詳細は別冊 P43・P51 をご確認 ください。	2024年 4月1日	2025年 3月31日	4月給与から	○ 保険募集 期間のみ *10	インターネット				
生活習慣病・ 三大疾病に 備える保険	生活習慣病保障プラン (引受保険会社 大樹生命)	団体取扱	国内外問わず	本人および配偶者	本人 15歳6カ月超* 69歳6カ月以下 ※配偶者は満18歳以上	×	2024年 4月1日	2025年 3月31日	4月給与から	○ 保険募集 期間のみ	インターネット				
病気やケガに 備える保険	入院保障保険(プライム60) (引受保険会社 アクサ生命)	約3%	国内外問わず	本人および家族*8	0歳~70歳	○ 個別扱いで 継続可	富士フィルムビジネス イノベーション 4月1日 富士フィルムビジネス イノベーション関連会社 5月1日	一生涯の保障 (一部の特約 は10年更新)	富士フィルムビジネス イノベーション 4月給与から 富士フィルムビジネス イノベーション関連会社 5月給与から	×	FFBX 保 険 SC へ ご連絡く ださい。 申込書を 送付しま す。	FFBX 保 険 SC へお 問い合わせください。			
通年お手続き いただける商品	病気やケガに 備える保険	医療保険 (引受保険会社 アフラック)	団体取扱	国内外問わず	本人および 二等親以内の家族	0歳~満85歳	○ 個別扱いで 継続可*9	随時	一生涯の保障 (一部の保障・ 特約は除く)	保険契約日の 当月給与から	×	お見積り・資料請求はこちらか らお問い合わせください。 			
		がん保険 (引受保険会社 アフラック)	約0.9%	国内外問わず	本人および 二等親以内の家族	0歳~満85歳	○ 個別扱いで 継続可*9	随時	一生涯の保障 (一部の保障・ 特約は10年更新)	保険契約日の 当月給与から	×				
	自動車の保険	自動車保険 (引受保険会社 三井住友海上火災・ 東京海上日動火災)	35.0% *11,12	国内のみ	本人および家族	制限 なし	◎ 団体割引で 継続可	随時	保険始期月の 2ヵ月後給与から	○	FFBX 保 険 SC へ ご連絡く ださい。 申込書を 送付しま す。	FFBX 保 険 SC へお 問い合わせください。			
	住まいの保険	火災保険/地震保険 (引受保険会社 三井住友海上火災)	10% (火災保険のみ)	国内のみ	本人および家族	制限 なし	◎ 団体割引で 継続可	随時	保険始期月の 2ヵ月後給与から	×					
	ペットの保険	ペット保険 どうぶつ健保 (引受保険会社 アニコム損保)	月払約10% 年払 3%	国内のみ	本人および家族 (保険の対象 犬・猫)	犬・猫 制限 なし	◎ 団体割引で 継続可	随時	保険始期月の 2ヵ月後より 口座振替	×					

お手続きは不要です。

*1 傷害死亡・後遺障害、傷害入院、傷害通院、傷害手術部分は40.15%
 *2 基本補償、親介護一時金・休業補償は国内外問わず、先進医療は国内で先進医療を受けた場合のみ対象
 *3 親介護一時金・休業補償は基本補償の被保険者本人の親(姻族含む)
 *4 傷害死亡・後遺障害、日常生活賠償は国内外問わず(日常生活賠償は一部国内のみ補償)、受託物賠償は国内で借りたもののみ対象(注)詳細は別冊P11、P12をご参照ください。
 *5 日常生活賠償および受託物賠償は、本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者と同居の未婚の子も補償対象(注)詳細は別冊P25の1.(1)をご参照ください。
 *6 ゴルファー賠償責任補償・傷害補償・ゴルフ用品補償は国内外問わず、ホールインワン・アルバトロス費用補償は国内のみ補償
 *7 傷害死亡・後遺障害は国内外問わず、ホールインワン・アルバトロス費用補償は国内のみ補償
 *8 対象となる被保険者は、本人・配偶者および同居または生計を一にするご家族(こども・父母)
 *9 富士フィルムビジネスイノベーションの社員の方は退職後の取扱いが異なる場合がありますので、代理店・扱者までお問い合わせください。
 *10 加入内容照会は通年で可能
 *11 2023年3月1日始期~2024年2月29日始期の契約は、団体割引35%が適用されます。団体割引は、富士フィルムグループ全体のお引受実績に応じて毎年3月1日に見直されます。2024年3月1日以降始期契約の団体割引率は、FFBX 保険 SC へお問い合わせください。
 *12 団体扱の対象となる方の範囲(契約者・記名被保険者・車両所有者等)や団体扱特約失効時の取扱いについては、取扱代理店までお問い合わせください。
 [注意] この表示は各社保険商品の概要を示したものであり、参考情報として提供するものです。商品の詳細は商品説明および重要事項説明書(ご加入にあたっての留意点)を必ずご確認ください。また、ご不明な点については代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

お手続きの注意点

1. ご加入／ご継続にあたっての留意点

著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

2. 募集締切後の脱退（解約）

「社員グループ保険」「生活習慣病保障プラン」「家族生活(費)保障保険」について、**募集締切（2024年2月13日）後の中途脱退（死亡時、退職時は除く）は原則できません。**

団体損害保険は P15 < Q8 > をご確認ください。

3. 病気保険（団体損害保険）について

- 継続加入の方は原因発生日（発病日）が 2024 年 4 月 21 日午後 4 時以前、あるいは入院開始日が 2024 年 4 月 21 日午後 4 時以前のお支払いについては、旧ご加入条件でのお支払いとなる場合があります。
- 原因発生日（発病日）時点でご加入のない場合は、お支払いの対象とならないことがあります。
- 病気保険は年齢によって保険料が変わりますので、必ず P 9～10 で保険料をご確認ください。

- 病気保険では、新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。質問事項にご回答ください。質問のご回答がいずれも「いいえ」の場合、お引受けします。
- 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている方については、継続時にあらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。（詳細は別冊 P36～P42「健康状況告知書ご記入のご案内」「健康状況告知書質問事項」をご確認ください。）

4. 長期収入サポートプランについて

- 長期収入サポートプランでは、新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。質問事項にご回答ください。質問 1、2 のご回答がいずれも「いいえ」の場合、お引受けします。
- 長期収入サポートプランは年齢によって保険料が変わりますので、必ず P13 で保険料をご確認ください。

5. パンフレットについて

商品パンフレットと別冊（重要事項説明書）は、必ずセットで 1 年間保管ください。

お勤め先が富士フィルムグループ資本から外れた場合のお取扱い

本制度は富士フィルムグループの福利厚生であるため、お勤め先が何らかの理由により富士フィルムグループの資本外となった場合は契約の継続は出来ません。脱退等のお手続きは富士フィルムビジネスエキスパートよりご案内いたします。

（アクサ生命、アフラックの医療保険、がん保険、自動車保険、火災保険、ペット保険は個人契約へ移行し継続可能です。）

ご退職時のお手続き

●退職後の継続の可否について

継続可能

- 団体損害保険（長期収入サポートプランを除く）
- 社員グループ保険（定年および会社都合による退職者に限る。）
- アクサ生命
- アフラック
- 自動車保険
- 火災保険
- ペット保険

退職により終了

- 長期収入サポートプラン
- 生活習慣病保障プラン
- 家族生活(費)保障保険（新規募集停止）
- 積立式団体終身保険（新規募集停止）

●退職後継続のお取扱いについて

団体契約または
団体扱いで継続

- 団体損害保険（長期収入サポートプランを除く）
- 社員グループ保険（退職事由による）
- 自動車保険
- 火災保険
- ペット保険

※翌年からは富士フィルムグループ OB 団体として、口座引落（団体損害保険は半年払い、自動車保険・火災保険は年払い）で継続が可能です。なお、社員グループ保険は退職後継続保障制度へ移行となります。

個人扱いで継続

- アクサ生命
 - アフラック
- ※団体割引が適用外となるため、一般保険料（個別保険料）での継続となります。ただし、アフラックは富士フィルムビジネスイノベーション社員の方に限り、退職金受け取り方法により団体扱いで継続できる場合があります。

●退職手続きのながれ

ご退職時にお手続きが必要な方に対し、富士フィルムビジネスエキスパート(株)保険サービスセンターより手続書類をお送りいたします。

保険種類・内容等により、当年の残り保険期間相当分の保険料を一括でお支払いしていただく場合があります。

ケガ
保険
病
気
保
険
携
行
品
保
険
保
償
保
険
保
険
ゴ
ル
フ
ィ
ム
に
対
し
の
保
険
長
期
収
入
サ
ポ
ー
ト
プ
ラ
ン
社
員
グ
ル
ー
プ
保
険
生
活
習
慣
病
保
障
プ
ラ
ン
医
療
保
険



割引率
40.15%

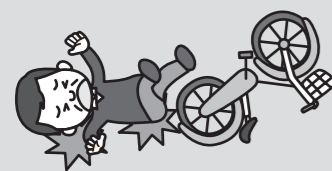
ご加入 対象	退職後 継続	別冊 ページ
社員本人 および 家族	*○	P1~ P2

※一部プラン変更要

補償内容 ケガによる入院・通院・手術・死亡・後遺障害を補償します。入院、通院ともに1日目から補償します。通院のみでもお支払いします。

被保険者ごとに、いずれかひとつのプラン1口に加入いただけます。（複数プランの加入はできません。）

このような場合に役立ちます！ 天災危険補償特約付きですので、地震や噴火、これらに起因する津波によるケガも補償対象です。



自転車で転んでケガをした。



交通事故でケガをした。



スキーで転んでケガをした。



地震でがれきの下敷きになりケガをした。

就業中対象外

被保険者になれる方：社員本人のみ

	1 A	2 A
傷害入院保険金日額 <small>事故発生日から180日以内 180日限度</small>	5,000 円	10,000 円
傷害通院保険金日額 <small>事故発生日から180日以内 90日限度</small>	3,500 円	7,000 円
傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍	
傷害死亡・後遺障害保険金額 <small>事故発生日から180日以内</small>	255 万円	510 万円
月額保険料（年齢にかかわらず）	880 円	1,750 円

1A～2Aプランは社員本人のみご加入いただけます。お仕事上の事故はお支払いの対象とはなりません。ただし、通勤途上の事故はお支払いの対象となります。

*社員とは、富士フイルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社に勤務され毎月給与の支払いを受けている役員、従業員、準社員、嘱託の方をいいます。

24 時間補償

被保険者になれる方：社員本人・そのご家族*（ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。）
※家族の範囲は15ページ（Q1）をご確認ください。

	1 B	2 B	1 C	2 C
傷害入院保険金日額 <small>事故発生日から180日以内 180日限度</small>	4,000 円	8,000 円	5,000 円	10,000 円
傷害通院保険金日額 <small>事故発生日から180日以内 90日限度</small>	2,000 円	4,000 円	3,500 円	7,000 円
傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍			
傷害死亡・後遺障害保険金額 <small>事故発生日から180日以内</small>	240 万円	480 万円	240 万円	480 万円
月額保険料（年齢にかかわらず）	810 円	1,630 円	1,170 円	2,350 円

Pickup!

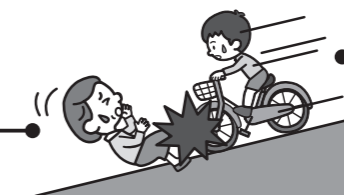
自転車に乗る方必見！

自転車事故リスクへの備え

自転車を運転する際のリスクは2種類！それぞれ備えが必要です。

被害者への賠償リスクへの備え

賠償保険
5 Fプラン
(11 ページ)



自身のケガリスクへの備え

ケガ保険
1 A～2 C 全6プラン
(7 ページ)

自転車条例の制定をご存知ですか？

自転車による加害事故では、加害者に高額な損害賠償を命じる判決事例が出ています。

また、条例により**自転車損害賠償責任保険等**への加入を義務化する動きが広がっています。

自転車に乗る方は、自転車条例に対応している**賠償保険に加入**し、しっかり準備していく必要があります。

制定されている 都道府県（一部）	東京都	埼玉県	神奈川県
	大阪府	静岡県	京都府

など

出典：国土交通省「地方公共団体の条例の制定状況 令和5年4月1日現在」

賠償リスクへの備えは大切です！

自転車による加害事故

9,521 万円の賠償判決

判決事例

男子小学生（11才）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62才）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

（神戸地方裁判所 2013年7月4日判決）

一般社団法人 日本損害保険協会「知っていますか？自転車事故の実態と備え（2022年8月版）」より

賠償保険（5 F）への加入で

1億円まで補償！ さらに示談交渉サービス付

日本国内で発生した賠償事故については、被保険者のお申し出により三井住友海上が示談交渉をお引受けします。

▶ 賠償保険（5 Fプラン）の保険金額、保険料は11ページをご覧ください。

！ ご注意点

ケガとは	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
通院認定について	柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
傷害死亡保険金受取人	傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。
みなし通院について	通院されない場合で、骨折、脱臼、靭（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。また、補償範囲は次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）を固定する場合に限り、①長管骨 ^(注) または脊柱 ②長管骨 ^(注) に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし長管骨 ^(注) を含めギプス等の固定具を装着した場合に限り、③肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限り、（注）上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

ケガ保険
病氣保険
賠償保険
携行品保険
ゴルフ向け保険
長期収入
サポートプラン
社員グループ保険
生活習慣病
医療保険

病気保険 基本補償



割引率
33.5%

補償内容 病気による入院・手術・退院後の通院*等を補償します。*8E、8I、8Hプランのみ

被保険者ごとに、いずれかひとつのプランに加入いただけます。(複数プランの加入はできません。)

被保険者になれる方：社員本人・そのご家族* (ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。)
*家族の範囲は15ページ(Q1)をご確認ください。

下表は1口ご加入の場合の保険金額です。2口ご加入の場合は、*の保険金を除き、お支払いする保険金の額が2倍となります。

加入限度口数	2口	8E	8I	8H	8F
疾病入院保険金日額 病気で入院した日から1,095日以内 1,095日限度		5,000円	5,000円	3,000円	3,000円
疾病手術保険金		入院中の手術：疾病入院保険金日額の20倍 入院中以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍			
疾病手術費用保険金額*		100万円 *2口お申込みの場合も100万円			
疾病放射線治療保険金		疾病入院保険金日額の10倍			
疾病入院時一時金額		5万円	5万円	5万円	5万円
疾病長期入院時保険金額*		10万円(入院90日ごと) *2口お申込みの場合も10万円			
疾病退院時一時金額		5万円	-	-	-
疾病通院保険金日額 退院した日の翌日から180日以内 30日限度		3,000円	3,000円	3,000円	-
葬祭費用保険金額		150万円	-	-	-

		月額保険料							
プラン		8E		8I		8H		8F	
加入口数		1口	2口	1口	2口	1口	2口	1口	2口
2024.4.21 時点の年令 【年令別】 月額保険料	生後15日以上～4才	870円	1,710円	710円	1,390円	500円	970円	480円	930円
	5～9才	580円	1,120円	550円	1,060円	400円	760円	390円	740円
	10～14才	330円	620円	300円	560円	230円	420円	220円	400円
	15～19才	370円	690円	320円	590円	240円	430円	230円	410円
	20～24才	560円	1,040円	490円	900円	360円	640円	350円	620円
	25～29才	840円	1,540円	770円	1,400円	570円	1,000円	550円	960円
	30～34才	1,110円	2,030円	1,010円	1,830円	750円	1,310円	730円	1,270円
	35～39才	1,200円	2,190円	1,070円	1,930円	800円	1,390円	770円	1,330円
	40～44才	1,320円	2,420円	1,110円	2,000円	830円	1,440円	780円	1,340円
	45～49才	1,700円	3,150円	1,370円	2,490円	1,020円	1,790円	940円	1,630円
	50～54才	2,440円	4,510円	1,900円	3,430円	1,420円	2,470円	1,290円	2,210円
	55～59才	3,560円	6,520円	2,750円	4,900円	2,050円	3,500円	1,880円	3,160円
	60～64才	5,530円	10,000円	4,220円	7,380円	3,180円	5,300円	2,940円	4,820円
65～69才	8,570円	15,610円	6,420円	11,310円	4,800円	8,070円	4,450円	7,370円	
70～74才	12,820円	23,500円	9,400円	16,660円	6,980円	11,820円	6,390円	10,640円	
75～79才	20,090円	37,450円	14,310円	25,890円	10,330円	17,930円	9,430円	16,130円	

ご注意点	
疾病手術費用保険金	手術日以降の入院中の治療費等の実費をお支払いします。ただし公的医療保険制度等による給付や、加害者からの損害賠償金は除かれます。
疾病退院時一時金	疾病入院の状態が14日以上継続した後に生存して退院された場合、または疾病入院の状態が365日を超えた場合にお支払いします。
告知に該当する場合のお引受について	「病気保険」では、新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容の変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。質問1、2のご回答がいずれも「いいえ」の場合、お引受けします。

●継続加入いただいているお客さまで、「特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている方」は、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。詳細は別冊P37～P38を必ずご確認ください。

病気保険 オプション

病気保険の基本補償をお申込みの方のみご加入いただけます。

+先進医療費用保険金

被保険者になれる方：社員本人・そのご家族 病気保険(基本補償)ご加入の方お一人ずつのお申込みが必要です。

加入限度口数	1口	S
先進医療費用保険金額		1,000万円
月額保険料		50円

+親介護一時金・休業補償

特約被保険者(介護対象者)になれる方：病気保険(基本補償)の被保険者本人*(親(姻族含む))

*特約区分「2休業補償」「3一時金+休業補償」への加入は社員本人のみに限ります。ご家族の方はご加入いただけません。下表は1口ご加入の場合の保険金額・保険料です。

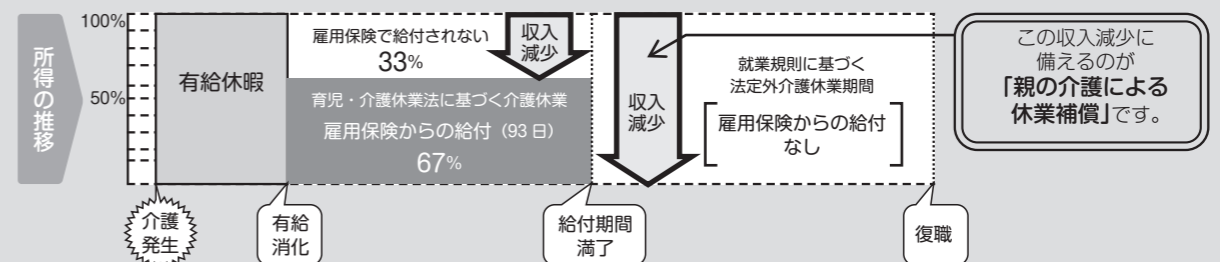
加入限度口数	3口	K2		
特約区分		1 一時金	2 休業補償	3 一時金+休業補償
親介護一時金額		100万円	-	100万円
フランチャイズ期間：30日 要介護2以上				
親の介護による休業補償保険金額		-	10万円	10万円
免責期間：93日 てん補期間：9か月 要介護2以上				

2024.4.21時点の特約被保険者または介護対象者の年令	20～24才	25～29才	30～34才	35～39才	40～44才	45～49才	50～54才	55～59才	60～64才	65～69才	70～74才	75～79才	80～84才	85～89才
【親の年令別】月額保険料	10円	10円	10円	10円	10円	20円	40円	80円	190円	440円	1,000円	2,230円	5,780円	11,670円
	20円	20円	20円	20円	20円	30円	60円	130円	300円	710円	1,610円	3,580円	9,280円	18,770円

Kプラン(要介護3以上)の保険料は同封の「Kプランご加入の皆さまへ」をご確認ください。

親の介護による休業補償

要介護状態である親(介護対象者)を介護するため、子(被保険者)が、勤務先の就業規則に基づく介護休業を取得した際に減少する所得の一部を補償することを目的とした特約です。ご加入にあたっては、ご自身に適用される就業規則等の規定を必ずご確認ください。



先進医療費用保険金

ケガや病気のため、国内で先進医療を受けた場合に負担する費用を実費で補償します。(治療費に加え、交通費・宿泊費も補償)

【先進医療の例】

最先端の医療 先進医療
先進医療にかかる費用は全額自己負担です。

重粒子線治療	約316万円
陽子線治療	約269万円

令和4年12月8日厚生労働省「第117回先進医療会議」資料の「令和4年度先進医療技術の実績報告」を元に引受保険会社にて試算

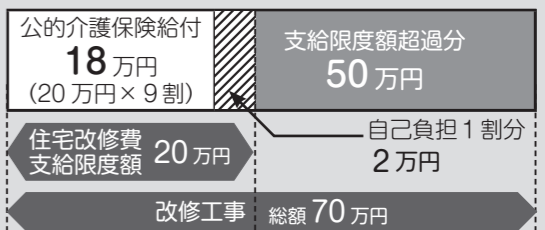
先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページをご確認ください。

親介護一時金

介護のため一時的に必要となる費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

【リフォーム費用の例】

トイレの改修	30万円程度
玄関・階段の手すり	10万円程度
浴室の改修	30万円程度



⇒自己負担総額52万円

現状の公的介護制度では足りないケースも考えられます。

賠償保険・携行品保険

割引率
33.5%
傷害死亡・後遺障害は40.15%

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
社員本人*	○	P11~P13

*賠償部分：家族は自動対象
携行品：家族型あり

ゴルファー向け保険

割引率
33.5%
傷害保険金部分は40.15%

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
6F 社員本人	6E, 6D, 6A, 6B 社員本人および家族	○ P14~P18

賠償保険

補償内容

他人の身体・財物に損害を与えるなどとして、法律上の損害賠償責任を負われた場合に補償します。

被保険者になれる方：社員本人のみ

※社員本人1名のご加入でご家族も補償対象となります。（傷害死亡・後遺障害保険金を除く）

	5F
日常生活賠償保険金額 国内示談交渉サービス付	1億円
受託物賠償責任保険金額 免責金額：5,000円	10万円
傷害死亡・後遺障害保険金額 事故発生日から180日以内 ※社員本人のみ対象	100万円
月額保険料	180円



ご注意点

対象地域	「日常生活賠償」「傷害死亡・後遺障害」は国内外補償（日常生活賠償は一部国内のみ補償 ^(注) ）、「受託物賠償」は国内で借りたもののみ補償 ^(注) します。なお、「日常生活賠償」の示談交渉サービスは国内のみ対象となります。（注）詳細は別冊P 11、P 12をご参照ください。
日常生活賠償でお支払対象となる事故	社員本人が日常お住まいの住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故（単身赴任の場合は、単身赴任先とご自宅の両方が対象となります。）、または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故が対象です。（仕事上の損害賠償責任は対象外です）
天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による傷害死亡・後遺障害はお支払いの対象外です。

社員本人1名のご加入で自動的にご家族※を補償！

傷害死亡・後遺障害保険金は、社員本人のみ補償対象です。
※家族の範囲は15ページ<Q4>をご確認ください。

日常生活賠償保険金については、同様の保険契約がある場合は補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

このような場合に役立ちます！

自転車リスクに備えて！



自転車に乗っていて他人にぶつかり、ケガをさせてしまった。



他人から借りたビデオカメラを壊してしまった。



洗濯機の水を過って溢れさせ、階下の他人の家具を汚してしまった。



デパートの高額商品を過って壊してしまった。

携行品保険

補償内容

外出先での携行品に生じた破損・盗難等の損害を補償します。

いずれかひとつのプランに加入できます。（複数プランの加入はできません。）

被保険者になれる方：社員本人のみ

	10F	10G
補償対象者	本人	本人・ご家族※
携行品損害保険金額 免責金額：3,000円	30万円	30万円
傷害死亡・後遺障害保険金額 事故発生日から180日以内	50万円	50万円
月額保険料	170円	330円

※家族の範囲は15ページ<Q4>をご確認ください。
(注)携行品損害保険金の損害額は1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。



ご注意点

携行品とは	住宅（敷地を含みます。）外において携行している被保険者所有の身の回り品となります。お支払対象となる携行品、お支払対象外となる携行品について必ず別冊P 13、P 20をご参照ください。
天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による傷害死亡・後遺障害はお支払いの対象外です。
修理不能の場合	修理できない場合、または修理代が再調達価額を超えた場合は、再調達価額を損害の額とします。
免責金額	免責金額（自己負担額）は1回の事故につき3,000円となります。
支払限度額	損害の額は1個、1組または1対のものに対して10万円が限度となり、通貨または乗車券等、小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。なお、保険期間通算で30万円が限度となります。

携行品に生じた破損・盗難等の損害を国内外問わず補償！

このような場合に役立ちます！



自分のカメラを落としてしまい、壊してしまった。



旅行中に持っていたカバンを盗まれました。
〔盗難の場合は警察への届出が必要となります。〕

ゴルファー向け保険

補償内容

ゴルフプレー中のさまざまな事故やホールインワン・アルバトロス達成時の諸費用を補償します。

このような場合に役立ちます！



プレー中にキャディーの指示によらず打つたため、第三者に損害を与えてしまった。（6F以外）



ゴルフプレー中にケガをしてしまった。



ゴルフ場等でゴルフ用品に損害を被ってしまった。（6F以外）



国内でホールインワンまたはアルバトロスを達成した。（*）

（*）日本国内の9ホール以上を有する有料のゴルフ場でのプレー中に限ります。また、原則としてセルフプレー時に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。詳細は別冊P 17、18をご覧ください。

被保険者ごとに、いずれかひとつのプランに加入できます。（複数プランの加入はできません。）

被保険者になれる方：6F⇒社員本人のみ 6F以外⇒社員本人・そのご家族（ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。）

	6F	6E	6D	6A	6B
ゴルファー賠償責任保険金額	—	2億円	1億円	1億円	5,000万円
傷害死亡・後遺障害保険金額 事故発生日から180日以内	50万円	1,000万円	980万円	530万円	330万円
傷害入院保険金日額 事故発生日から180日以内 180日限度	—	15,000円	14,700円	7,950円	4,950円
傷害通院保険金日額 事故発生日から180日以内 90日限度	—	10,000円	9,800円	5,300円	3,300円
傷害手術保険金	—	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍			
ゴルフ用品保険金額	—	54万円	40万円	27万円	12万円
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	70万円	100万円	50万円	35万円	20万円
月額保険料	580円	1,200円	750円	500円	300円



ご注意点

傷害保険金	6E、6D、6A、6B：ゴルフ中のケガのみ補償対象となります。 6F：傷害死亡・後遺障害は24時間（ゴルフ中以外も）補償となります。入院、通院、手術の補償はありません。
ホールインワン・アルバトロス達成地域	「ホールインワン・アルバトロス費用補償」は日本国内で達成された場合に限りです。
天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガはお支払いの対象外です。

【補償の重複について】

賠償保険、ケガ保険、携行品保険とゴルファー向け保険では、補償の一部が重複する場合があります。下記の比較表を参考に、加入セットをお選びください。また、自動車保険や火災保険の賠償特約をセットされている場合、補償が重複しますので、ご注意ください。（補償が重複した場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。）

保険種類	地域		特徴	保険金の種類	地域		特徴
	国内	海外			国内	海外	
賠償保険	○	△	日常生活（ゴルフ中を含む）において損害賠償責任を負った場合	ゴルファー賠償責任補償	○	○	ゴルフの練習、競技または指導中の事故により損害賠償責任を負った場合
ケガ保険	○	○	日常生活（ゴルフ中を含む）のケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償	ゴルファー傷害補償	○	○	ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でのゴルフの練習、競技または指導中のケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償（6Fは死亡・後遺障害のみ）
携行品保険	○	○	日常生活において発生した盗難・破損・火災などにより携行品（ゴルフ用品含む）に損害が生じた場合	ゴルフ用品補償	○	○	ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でゴルフ用品の盗難・ゴルフクラブの破損・曲損が生じた場合
ホールインワン・アルバトロス費用（6F）	○	×	国内で達成したホールインワンまたはアルバトロスの達成祝賀会費用などを補償	ホールインワン・アルバトロス費用（6E、6D、6A、6B）	○	×	国内で達成したホールインワンまたはアルバトロスの達成祝賀会費用などを補償

●詳細は別冊P 1～18をご覧ください。



割引率
30%

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
社員本人	×	P19~P20

長期収入サポートプラン

補償内容 ケガや病気で免責期間を超えて就業障害となった場合(最長 60 才に達した日まで^(※))補償します。

被保険者になれる方：社員本人のみ

加入限度口数 5口 最高5口までご加入いただけます。ただし、保険金額が平均月間所得額の50%以下となるような口数でお申込みください。下表は1口ご加入の場合の保険金額・保険料です。

団体長期障害所得補償保険金 (1口)		A 5万円/月	
[年令別] 月額保険料	2024.4.21 時点の年令	男性	女性
		15 ~ 24 才	314 円
	25 ~ 29 才	330 円	269 円
	30 ~ 34 才	398 円	372 円
	35 ~ 39 才	492 円	524 円
	40 ~ 44 才	682 円	794 円
	45 ~ 49 才	899 円	1,042 円
	50 ~ 54 才	1,061 円	1,160 円
	55 ~ 59 才	1,010 円	992 円

●免責期間(支払対象外期間)は180日です。

「長期収入サポートプラン」による長期の収入補償をおすすめします!!

ケガまたは病気による、長期にわたる就業障害を補償します!

ケガまたは病気により長期間にわたって就業障害となった場合に被保険者が被る損害について、最長 60 才に達した日まで^(※)の長期間の補償を提供します。

在職中のケガや病気による就業障害については、ご退職後も補償します!

在職中のケガや病気の原因で就業障害となりご退職された場合には、保険金支払条件を満たす限り、ご退職後も最長 60 才に達した日まで^(※)補償します。

自宅療養期間中もお支払いの対象です!

入院・自宅療養*に関係なく、就業障害が続く限り保険金をお支払いします。
*医師の指示によるものに限りです。

一部復職した場合も対象です!

一部復職した場合でも障害が残り、20%を超えて所得が減額された場合にはお支払いの対象になります。

精神障害による就業障害も補償します!

精神障害補償特約による保険金の支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して 24 か月を限度とします。

現役の方、かつ団体制度でのみご加入いただける保険です!

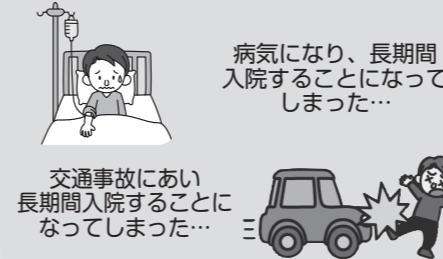
(※)ただし、免責期間の終了日の翌日から 60 才に達した日までの期間が 3 年に満たない場合はてん補期間を 3 年間とします。なお、60 才に達した日とは、60 才の誕生日の前日をいいます。

Pickup!

働き盛りの年代だから向き合いたい!

働けなくなるリスク

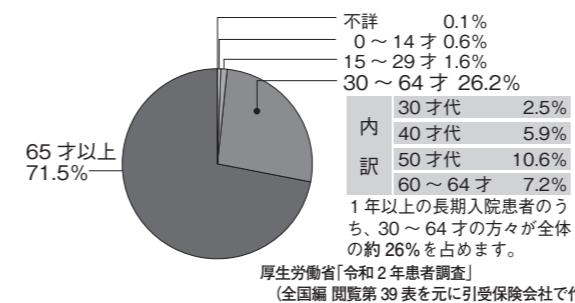
突然のケガや病気で働けなくなってしまった...



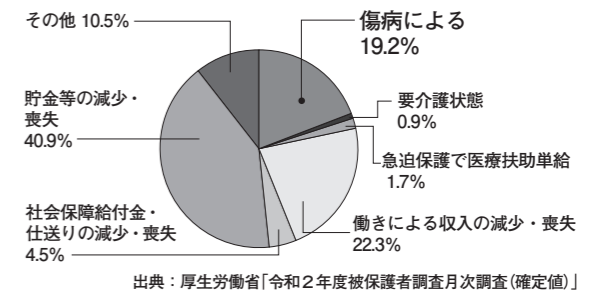
<働けなくなるリスクは死亡リスクに比べ深刻!>

働けなくなるリスク	勤務先	死亡リスク
休業、退職により収入がストップ	勤務先	退職金、弔慰金の給付
引き続き必要	生活費	本人分は不要
引き続き必要	教育費	引き続き必要
さらに必要	医療費	本人分は不要
返済は継続	住宅ローン	団体信用生命保険により完済

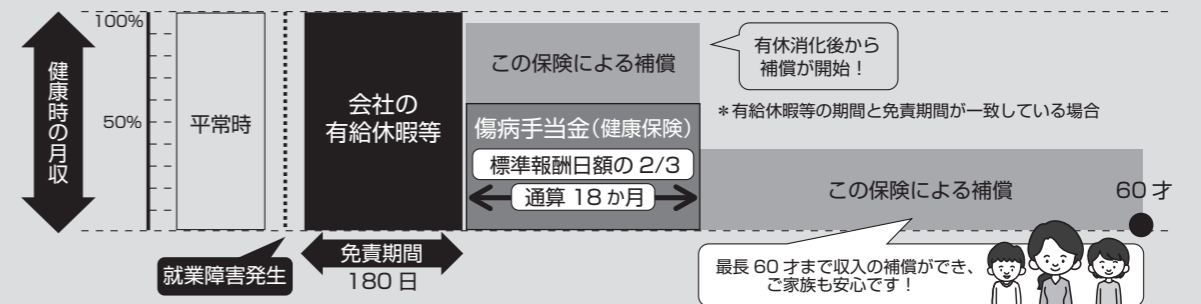
1年以上の入院患者の年齢構成



保護開始の主な理由別の保護開始世帯数の構成割合



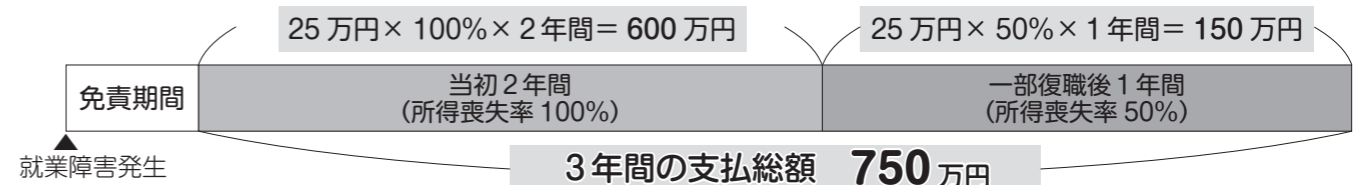
補償イメージ



支払事例

脳卒中で入院し、免責期間終了後も全く働けない状態が2年間続いた。職務復職したものの1年間は正常勤務ができず月の所得額が50%減少した(所得喪失率が50%であった)が、それ以降は正常に勤務した。

保険金額(支払基礎所得額)25万円(5口加入)の場合



特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続時には、あらかじめ現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらかじめ告知を行う場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。
<告知の結果、お引受けできる場合>
特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。
加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、二重線で削除してください。なお、条件を削除して継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。
<告知の結果、お引受けできない場合>
ご加入を継続いただくことができません。ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

団体損害保険 Q & A

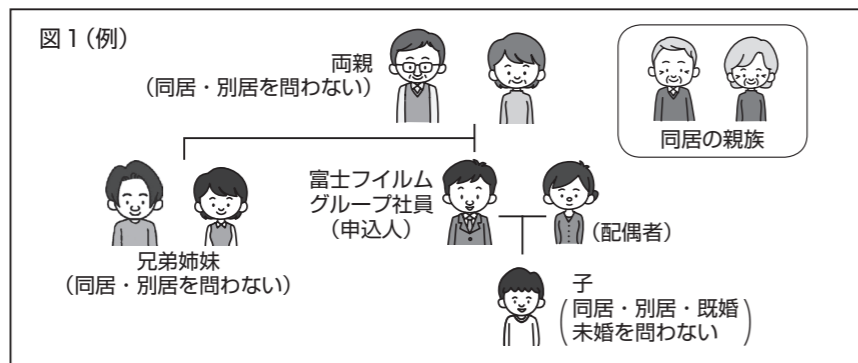
皆さんからよくある疑問・質問をまとめました！



加入の可否

<Q1> ケガ保険、病気保険、ゴルファー向け保険（6E・6D・6A・6B）において家族はどこまで被保険者本人になれるのですか？

A1 家族のうち被保険者本人になれる範囲は、配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および社員本人と同居している親族です。（図1）



<Q2> 子どもが結婚しましたが、引続き加入できますか？

A2 ご加入いただけます。結婚によって姓が変わっている場合は、加入申込票に打ち出している旧姓を訂正（カタカナ記入）し、訂正署名のうえ、提出してください。

<Q3> 単身赴任で配偶者・子ども・親族と同居していませんが、加入できますか？

A3 留守宅に残る親族のうち、配偶者・本人および配偶者の子ども・両親・兄弟姉妹についてはご加入いただけます。（加入資格において、配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹は同居・別居を問いません。）ご加入いただける補償については、パンフレットの各補償部分をご確認ください。

<Q4> 賠償保険、携行品保険の10Gプランで補償される家族の範囲はどこまでですか？

A4 本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者の別居の未婚の子が補償対象となります。なお、賠償保険の傷害死亡・後遺障害保険金は被保険者本人のみが補償対象となります。詳細は別冊P25をご覧ください。

健康に関する告知

<Q5> 健康に関する告知の回答に「はい」となる項目が1つでもあると、新規加入、補償の増額・追加はできないのですか？

A5 質問項目のいずれかが「はい」の場合、お引受けできません。詳細については、別冊P36～P40をご確認ください。

*ご加入をお引受けした場合でも、加入時以前に発病していた病気等を原因とする保険金請求については補償対象外となったり、増額前の加入内容でのお支払いとなる場合があります。なお、「賠償保険・携行品保険・ゴルファー向け保険・ケガ保険」は告知の必要はありません。

<Q6> 一度補償を解約すると、再加入はできないのですか？

A6 再加入時に健康に関する告知へご回答いただき、いずれの質問も「いいえ」の場合、お引受けします。*再加入の補償は「新規加入」の取扱いとなり、新規加入日以前に発病していた病気等を原因とする保険金請求については補償対象外となる場合があります。なお、「賠償保険・携行品保険・ゴルファー向け保険・ケガ保険」は告知の必要はなく、再加入は可能です。

<Q7> 現在、特定の疾病・症状群について保険金が支払われない条件で加入していますが、過去の病気は完治し、かなりの年数が経過しています。補償してもらえないのでしょうか？

A7 継続時に「健康状況告知書質問事項」に該当しない方は、再度「健康状況告知書質問事項」にご回答いただくことにより、該当の「特定の疾病・症状群について保険金が支払われない条件」を削除して継続加入いただけます。ただし、再度告知していただいた質問がいずれも「いいえ」の場合、お引受けします。

変更・脱退

<Q8> 保険期間の途中で補償の追加、変更や脱退はできますか？

A8 下記以外の口数の変更、プランの追加・変更・脱退などは受付しておりません。これまで同様、一斉募集期間にお手続きいただけますようお願いいたします。
<新規加入>これまで、団体損害保険のいずれの補償にも加入していない社員が新規加入すること。
 例：社員本人が初めて団体損害保険に加入する場合
<被保険者の追加>これまで、団体損害保険のいずれの補償にも加入していない被保険者が加入すること。
 例：社員本人は加入済み、お子さまが初めて団体損害保険に加入する場合
<全部脱退>これまで、団体損害保険加入している社員がすべての補償から脱退すること。保険年度内に再加入は出来ません。
<被保険者の脱退>これまで、団体損害保険に加入している被保険者がすべての補償から脱退すること。

【お手続きできない内容の例】

例：ケガ保険に加入している方が、病気保険を追加で加入したい場合（プランの追加）
 例：ケガ保険と病気保険に加入している方が、ケガ保険のみを脱退したい場合（プランの脱退）
 例：ケガ保険のプラン1Aに加入しているが、2Bに変更したい場合（プランの変更）

補償内容

<Q9> 「ケガ」とはどういうものをいうのでしょうか？

A9 ケガとは「急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害」をいいます。たとえば、パソコン入力作業に伴う腱鞘炎、騒音の中での労働に伴う難聴、ゴルフ・テニスなどのスポーツを繰り返すことによる疲労骨折、関節炎、靴ずれ、しもやけ、加齢による関節症・ヘルニアなどは上記要素を満たさないため、ケガに該当しません。詳しくは別冊P21の「※印の用語のご説明」をご覧ください。

<Q10> 帝王切開をして出産をしたのですが補償の対象となりますか？

A10 公的医療保険の対象となるべき期間については、「病気保険」の対象となります。詳しくは別冊P3をご覧ください。

<Q11> 病気の「発病日」はどのように考えるのでしょうか？

A11 病名を確定診断された日ではなく、入院・手術・先進医療による治療・自宅療養などの原因となった病気（「医学上因果関係がある病気」も含みます）を実際に医師が診察した日（＝初診日）となります。健康診断や人間ドックでの異常指摘を契機として治療を開始した場合は、判定結果とその後の治療の一連性を確認したうえで、健康診断や人間ドックの受診日を発病日とすることがあります。

<Q12> 内視鏡による大腸ポリプの切除術をしました。入院はしていませんが、対象となりますか？

A12 病気手術の場合は入院していなくても対象となります。ただし、検査目的（生検）であれば対象となりません。

<Q13> 胃がんで入院・手術し、保険金請求しましたが、1年後に再発し、再入院することとなりました。補償されますか？

A13 入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を超えているため、「1回の疾病入院」にあたりません。よって、再発が判明した日（発病日）時点のご加入内容に基づき、保険金をお支払いします。

<Q14> 『病気保険』、『長期収入サポートプラン』で精神的な病気も補償されますか？

A14 『病気保険』（葬祭費用保険金を除く）は、「特定精神障害補償特約」がセットされているため、所定の範囲の精神障害は補償対象です。詳細については、別冊P3～10の「保険金をお支払いしない主な場合」をご覧ください。『長期収入サポートプラン』は「精神障害補償特約」がセットされているため、所定の範囲の精神障害は補償対象です。詳細については、別冊P19～20の「保険金をお支払いしない主な場合」をご覧ください。

<Q15> 『携行品保険10F』に加入。配偶者の所有物を携行中に壊してしまいましたが、対象になりますか？

A15 被保険者本人の所有物でないため補償対象になりません。同様に「他人から借りたもの」なども被保険者の所有物でないため、補償対象になりません。

<Q16> 携行品保険でスマートフォンや携帯音楽プレーヤー、タブレットの破損は補償されますか？

A16 スマートフォン：対象外（携帯式通信機器にあたるため）
 携帯音楽プレーヤー：対象（音楽機器にあたるため）
 タブレット：対象外（携帯式電子事務機器にあたるため）

<Q17> 『ゴルファー向け保険6E』に加入。プレー中にゴルフクラブが折れてしまったのですが、補償されますか？

A17 はい、補償対象です。ただし、ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損は補償対象外となります。

その他

<Q18> 団体損害保険は年末調整の保険料控除の対象になりますか？

A18 『病気保険』（葬祭費用保険金は除きます）・『長期収入サポートプラン』が生命保険料控除の対象です。

<Q19> 退職した場合、継続加入できますか？

A19 補償の種類によって、継続可否が異なります。（表1）

表1

補償プラン		補償プラン	
ケガ保険（1A・2A）	24時間補償プラン（1B・2B・1C・2C）のうちいずれかでの継続となります。	携行品保険	このまま継続が可能です。
ケガ保険（1A・2A以外）	このまま継続が可能です。	ゴルファー向け保険	このまま継続が可能です。
病気保険（基本補償）	このまま継続が可能です。	長期収入サポートプラン	退職後はご継続できません。
賠償保険	このまま継続が可能です。		



社員グループ保険

団体定期保険Ⅰ 〈事務幹事〉日本生命

商品内容のご説明

※別冊P45～48に記載の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、別冊P49～50に記載の「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、ご加入者（被保険者）は、当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。）をお読みいただいた後も大切に保管してください。

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
本人 or 本人・配偶者・子ども	△	P43～50 P51～52

制度内容等の詳細につきましては別冊P43～50およびP51～52の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。
原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

●死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- 保障内容はニーズに合致していますか。
- ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

特色 死亡保障・所定の高度障がい保障のある掛捨て型の生命保険です。

- 1 団体保険としての割引が適用された加入しやすい保険料で、充実した保障を確保できます。
- 2 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
※告知に関しては、別冊P49～50に記載の「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 3 1年更新の保険ですので、ライフイベントの変化に合わせ、毎年保障額の見直しができます。
(ただし、健康状態等によっては新規加入および保障額を増額できない場合があります。)
- 4 ご本人さまがご加入の場合、配偶者さま・お子さまもお申込みができます。(配偶者さま・お子さまのみのお申込みはできません。)
- 5 主契約および子ども特約の実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。
※2023年8月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。
- 6 被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)
- 7 保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金として受取ることもできます。
※子どもを被保険者とする保険金は対象外です。
※保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることができません。
※詳細についてはP21の「保険金の年金受取り(年金払特約)」をご参照ください。



保障額と保険料 当保険は保険料会社負担部分の加入対象者のみ加入いただけます。 ※加入資格の詳細については別冊P43をご確認ください。

年齢群団別 男女別月払保険料(概算)

(保険料の単位: 円)

対 象	本 人														
	配 偶 者														
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	150万円	300万円	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	3,500万円	4,000万円	4,500万円	5,000万円	5,500万円	6,000万円	
15歳～35歳 (S63.10.2生～ H21.10.1生)	148	298	498	996	1,494	1,992	2,490	2,988	3,486	3,984	4,482	4,980	5,478	5,976	
36歳～40歳 (S58.10.2生～ S63.10.1生)	174	350	583	1,167	1,750	2,334	2,917	3,501	4,084	4,668	5,251	5,835	6,418	7,002	
41歳～45歳 (S53.10.2生～ S58.10.1生)	219	439	732	1,464	2,196	2,928	3,660	4,392	5,124	5,856	6,588	7,320	8,052	8,784	
46歳～50歳 (S48.10.2生～ S53.10.1生)	290	582	970	1,941	2,911	3,882	4,852	5,823	6,793	7,764	8,734	9,705	10,675	11,646	
51歳～55歳 (S43.10.2生～ S48.10.1生)	441	883	1,472	2,945	4,417	5,890	7,362	8,835	10,307	11,780	13,252	14,725	16,197	17,670	
56歳～60歳 (S38.10.2生～ S43.10.1生)	500	1,002	1,671	3,343	5,014	6,686	8,357	10,029	11,700	13,372	15,043	16,715	18,386	20,058	
61歳～65歳 (S33.10.2生～ S38.10.1生)	530	1,062	1,770	3,540	5,310	7,080	8,850	10,620	12,390	14,160	15,930	17,700	19,470	21,240	
66歳～70歳 (S28.10.2生～ S33.10.1生)	571	1,143	1,906	3,813	5,719	7,626	9,532	11,439	13,345	15,252	17,158	19,065	20,971	22,878	

対 象	こども	
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	300万円	400万円
3歳～22歳 (H13.10.2生～ R3.10.1生)	210	280

- 保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は4月給与から)
- 《本人・配偶者》の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は2024年4月1日)から適用します。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
《子ども》の保険料は1人あたりの確定保険料です。
記載の保険料は、確定保険料を含め、2023年10月6日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
- 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
(例: 19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)
- 配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保険金額でお申込みください。
- 上表にない保険年齢・保険金額の保険料については、FFBX 総合ビジネスサービス本部 保険サービスセンターにご照会ください。
【退職時のお取扱い】
退職後のお取扱いについては、別冊P43・P51をご確認ください。

保険料会社負担部分について

当制度は役員・社員・嘱託の方々の万が一の場合に備え、会社が保険料を負担し、役員・社員・嘱託の方々が被保険者となる保険制度を付保しております。
また、保険料会社負担部分の加入対象者の個人情報は、パンフレット(別冊)P51に記載している個人情報の取扱いのとおり取扱います。
保険料会社負担部分の被保険者となることに同意いただくことができない場合は、2月13日までにFFBX 総合ビジネスサービス本部 保険サービスセンターまでお申し出ください。

加入対象者	役員・社員・嘱託
保 険 金	死亡保険金額・高度障がい保険金額100万円
保険金受取人	弔慰金規程の定めに基づく死亡保険金受取人

※高度障がい保険金の受取人は本人(主たる被保険者)です。
(注)本人(主たる被保険者)のご加入が、保険料会社負担部分のみである場合、配偶者・子どもはご加入になれません。また、配偶者・子どもが加入される場合は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額で申込みいただく必要がありますが、この場合の本人の保障額には、保険料会社負担部分は含まれませんので、ご注意ください。



社員グループ保険

団体定期保険Ⅱ (事務幹事) 日本生命

制度内容等の詳細につきましては別冊 P43～50 および P51～52 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

■保険金のお支払事由

[死亡保険金]……………引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

[高度障がい保険金]…引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（*1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（*2）に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。

したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

(*1) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

(*2) 対象となる「高度障がい状態」とは

- ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③ 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- ④ 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障がい（視力障がい）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障がい

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

■保険金をお支払いしない場合等（詳細）

【主契約】

- 引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（*1）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
 - ・保険契約者・被保険者の故意。
 - ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱。（*2）
- (*1) 保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。
- (*2) ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

- 高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（*1）時以後に生じた場合に限りです。（原因となる傷病がご加入（*1）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）
- したがって、原因となる傷病がご加入（*1）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

- 告知義務違反による解除の場合
ご加入（*1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（*1）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。
- 詐欺による取消の場合
保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 不法取得目的による無効の場合
保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 保険契約が失効した場合
保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。
- 重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。（以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。）

- ① 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合には、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
- ② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。
 - （ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - （イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - （ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - （エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - （オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

■「障がい」の表記

当パンフレット（社員グループ保険部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

ケガ保険
病氣保険
携行品保険
賠償保険
ゴルフ向け保険
長期収入
サポートプラン
社員グループ保険
生活習慣病
医療保険






社員グループ保険

団体定期保険Ⅲ (事務幹事) 日本生命

制度内容等の詳細につきましては別冊 P43～50 および P51～52 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

■ 保険金の年金受取り(年金払特約)

万一の場合、残されたご家族の月々の生活費としても活用いただくことができます。
保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金として受取ることもできます。
※子どもを被保険者とする保険金は対象外です。
※保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることができません。

① 全額一時金	② 一時金＋年金	③ 全額年金
<p>保険金はやっぱり一時金で受取りたい。そのお金で、葬儀費用や各種ローンの支払いを済ませよう。</p> 	<p>葬儀費用のために多少は一時金で受取りたい。残った保険金は分割にして、今後の生活費や教育費にあてよう。</p> 	<p>一括受取りは個人保険でカバーできているから、全額分割受取りにして、今後の生活費を増やしたい。</p> 


【年金の種類と内容】

年金の種類	種類	確定年金	保証期間付終身年金
	受取期間		5年、10年、15年
年金の型		定額型・逡増型(年5%の単利)	
年金受取り		次のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り(6カ月ごと) ③年4回受取り(3カ月ごと)	
年金受取開始日		次のいずれかを選択(2月1日、5月1日、8月1日、11月1日)	
一括受取請求		年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	同左 (ただし、一括受取りの請求期間は保証期間までとなります。)
年金受取人が死亡された場合		残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。	保証期間中に死亡された場合、残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人の相続人にお支払いします。
年金受取開始日後の配当金のお受取方法について		年金受取開始日後の配当金の受取り方法は以下のいずれかの方法の中から選択いただけます。 ○年金とともに受取る方法 ○年金の買増にあてる方法 ○利息をつけて積立てる方法	
年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで(据置期間)の配当金のお支払方法について		所定の利率(*)による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。 (*)利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。	

- 第1回年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。(一時金でのお受取りとなります。)
- 年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。
- 保証期間付終身年金は、第1回年金受取時の年金受取人の方が年齢39歳6カ月超の場合のみ選択可能です。

保険加入に際しましては、**ライフプラン**や**公的保険制度**等もふまえ、**ご自身の抱えるリスク**やそれに応じた**保障の必要性**をご理解いただきご検討ください。

金融庁の公的保険ポータルはこちら



ケガ保険
病欠保険
携行品保険
賠償保険
ゴルフ保険
サポート
長期収入
社員グループ
生活習慣病
医療保険

生活習慣病保障プラン <無配当医療保障保険(団体型)>

〈保険契約者〉富士フィルムビジネスイノベーション株式会社
 〈引受保険会社〉大樹生命保険株式会社

別冊 P61～64 の「特に重要なお知らせ(契約概要)」「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」「ご加入にあたっての留意点」を必ずご確認ください。

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
本人・配偶者	×	P61～64

制度の特徴

◎所定の生活習慣病による入院(1泊2日以上)と手術を保障

所定の生活習慣病とは、ガン・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患です。



◎所定の三大疾病と診断されたときに一時金100万円保障

所定の三大疾病とは、ガン・急性心筋梗塞・脳卒中です。



お取り扱い内容

加入資格	健康で正常に勤務されている富士フィルムビジネスイノベーション、富士フィルムビジネスイノベーションジャパン・関連会社の役員・従業員、および健康で正常に日常生活を営んでいるその配偶者で2024年4月1日現在、以下に該当する方。 本人 ：15歳6か月超69歳6か月以下(昭和29年10月2日～平成20年10月1日生まれ)の方。 配偶者 ：満18歳以上69歳6か月以下(昭和29年10月2日～平成18年4月1日生まれ)の方。 ※一旦加入すれば、その後病気になる場合でも、原則として、加入資格を満たす限り同額以下の保障額で継続できます。
配偶者の加入	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者とは、公的医療保険制度(健康保険)の加入者で、かつ、本人と同一戸籍の方です。 ●配偶者のお申込みにあたっては、被保険者となることへの同意および本人の加入が必要です。 ●夫婦ともに本人加入資格を満たす場合には、それぞれ本人資格として加入してください。配偶者としての加入はできません。 ●配偶者は本人の加入する口数を超えることはできません。
責任開始期(加入日)	●2024年4月1日
受取人	<ul style="list-style-type: none"> ●各給付金の受取人は配偶者も含めて本人(主契約の被保険者)となります。 ※本人の給付金支払いに際し、提出された診断書上に対象となる傷病名が記載されていれば、本人が了解している(告知を受けている)ものとして本人に各給付金をお支払いします。 【代理請求人について】 ●三大疾病診断給付金については、本人に請求できない特別の事情がある場合、本人があらかじめ指定した代理請求人が給付金を請求することができます。詳しくは別冊「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」に記載しておりますのでご確認ください。
脱退	<ul style="list-style-type: none"> ●退職(死亡含む)された場合には、当制度から脱退していただきます。 ●本人が脱退(死亡含む)された場合には、配偶者も同時に脱退となります。 ●脱退された場合、保険料払込期間の最終日で保障が終了します。
中途変更	●保険期間途中での加入・口数の変更・脱退(退職した場合を除く)はお取り扱いできません。
保険料の払込方法	●4月分給与より引き取り開始、以降毎月給与より引き取ります。
税法上の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●お申込みいただいた保険料は介護医療保険料控除の対象となります。(所得税法第76条) ●本人(主契約の被保険者)が受け取る給付金は非課税となります。(所得税法施行令第30条) ※2023年8月現在の税制に基づく記載です。今後税制改正が行われた場合には、記載の内容と相違することがあります。個別の取扱いについては、税理士または所轄の税務署・国税局へご確認ください。
制度の運営	●当パンフレット・別冊は、無配当医療保障保険(団体型)に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項は保険約款に基づき運営されます。

ご意向(ニーズ)確認のお願い

この保険は、所定の病気による所定の入院等の保障を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、当パンフレット・別冊(「特に重要なお知らせ(契約概要)」「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」「ご加入にあたっての留意点)に記載されているこの保険商品の保障内容等(主に右の内容)について申込者さま全員(配偶者含む)のご意向(ニーズ)に合致しているかをご確認のうえ、お申込みください。

- 保障内容(目的とする給付事由が含まれていますか)
- 保険料(保険料の水準、払込方法、払込期間はニーズに合致していますか)
- 保障額(給付金額は必要な金額となっていますか)
- 保険期間(目的とする期間の保障となっていますか)
- 配当金(配当金のない商品です。ニーズに合致していますか)

保険加入に際しましては、**ライフプラン**や**公的保険制度**等もふまえ、**ご自身の抱えるリスク**やそれに応じた**保障の必要性**をご理解いただきご確認ください。

金融庁の公的保険ポータルはこちら



保障内容と月払保険料(概算)

保障内容	加入対象	本人・配偶者		
		1口プラン	3口プラン	5口プラン
<生活習慣病入院給付金> 所定の生活習慣病(*1)で入院をしたとき(1泊2日からの入院1日あたり)	口数	1,000円	3,000円	5,000円
<生活習慣病手術給付金> 所定の生活習慣病(*1)で所定の手術を受けたとき(手術の種類に応じて1回につき)		4・2・1万円	12・6・3万円	20・10・5万円
<三大疾病診断給付金> 所定の三大疾病と診断されたとき(*2)(一時金でお支払い)		100万円	100万円	100万円
保険年齢	生年月日	月払保険料(概算)		
16～19歳	H16.10.2～H20.10.1	71円	113円	155円
20～24歳	H11.10.2～H16.10.1	71円	113円	155円
25～29歳	H6.10.2～H11.10.1	111円	153円	195円
30～34歳	H1.10.2～H6.10.1	208円	264円	320円
35～39歳	S59.10.2～H1.10.1	368円	444円	520円
40～44歳	S54.10.2～S59.10.1	586円	698円	810円
45～49歳	S49.10.2～S54.10.1	916円	1,088円	1,260円
50～54歳	S44.10.2～S49.10.1	1,275円	1,525円	1,775円
55～59歳	S39.10.2～S44.10.1	1,934円	2,282円	2,630円
60～64歳	S34.10.2～S39.10.1	2,920円	3,440円	3,960円
65～69歳	S29.10.2～S34.10.1	4,186円	4,938円	5,690円

*1 所定の生活習慣病とは、**ガン・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患**をいいます。

*2 所定の三大疾病(**ガン・急性心筋梗塞・脳卒中**)と診断され、所定の状態となった場合にお支払いします。

※支払事由の詳細は別冊「特に重要なお知らせ(契約概要)」(別表)【お支払い内容の詳細】をご確認ください。

また、給付金をお支払いできない場合があります。詳細は、別冊「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」をご確認ください。

※上記保険料は、主契約の被保険者数(配偶者は含みません)が100～199名の場合の概算月払保険料です。

加入者数が増減した場合には保険料も変動します。正規保険料は申込締切後算出し、初回保険料より適用します。

ケガ保険
 病気保険
 賠償保険
 携行品保険
 ゴルフ向け保険
 サポートプラン
 長期収入
 社員グループ保険
 生活習慣病保障プラン
 医療保険



医療保険 入院保障保険(プライム60)

〈(集団名) 富士フイルムホールディングス株式会社
(引受保険会社) アクサ生命保険株式会社

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
本人および家族	○	P53~59

手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)・無事故割引特則付入院保障保険(終身型 09)(60日型)

富士フイルムビジネスエキスパート株式会社では、富士フイルムグループのみなさまの福利厚生制度の一環として、みなさまのご意向を推定しご提案させていただいております。

【おすすめする理由】

富士フイルムビジネスエキスパート株式会社は、富士フイルムグループの団体割引が適用されること、取扱実績が多く、迅速なサービス提供ができることを理由とする会社方針により、アクサ生命保険株式会社の「入院保障保険(プライム60)」をおすすめしております。

取扱募集代理店 富士フイルムビジネスエキスパート株式会社

以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

病気(ガンを含む)やケガ

入院保障保険(終身型 09)(60日型) <主契約>
手術給付特約/手術補完給付特約/先進医療給付特約(12)
生活習慣病入院給付特約(09)(120日型・II型)/退院後療養給付特約

ガン

ガン化学療法・緩和療養給付特約

入院・手術を一生保障する医療保険。特約を付加することでさらに保障が充実します。

特長 1

保険料が割安で一生上がりません。
さらに主契約の保険料が最大50%割引になります。

主契約の払いもどし金がないため、その分保険料は割安です。
また、無事故判定期間(5年間)内に「無事故」に該当すると、主契約の保険料が10%割引かれます。
最大で50%割引になります。

詳しくはP.27~28へ

さらに

アクサメディカルアシスタンスサービスをご利用いただけます。 ※ご利用いただける サービスについてはアクサ生命ホームページでご確認ください。

★すでに、アクサ生命の医療保険にご契約の方は、P.33・P.34 で現在ご契約されている保障内容をご確認ください。

■ 保障内容 重要 保険期間・保険料払込期間：終身

		このようなときにお支払いします	お支払額	入院給付金日額 5,000円コース	入院給付金日額 10,000円コース
基本プラン	入院 主契約	ガン以外の病気により入院したとき	日帰り入院*3 から保障	疾病入院給付金 入院給付金日額×入院日数	1入院 60日限度 通算 1,095日限度
		ケガにより入院したとき	日帰り入院*3 から保障	災害入院給付金 入院給付金日額×入院日数	1入院 60日限度 通算 1,095日限度
		ガンにより入院したとき	日帰り入院*3 から保障	ガン入院給付金 入院給付金日額×入院日数	お支払日数無制限
	手術	[手術給付特約] 手術を受けたとき (対象となる手術 (88種類) *5)	何度でも保障	手術給付金 手術給付金日額*6×40・20・10	手術の種類に応じて、1回につき 20・10・5万円
[手術補完給付特約] 手術または放射線治療(新生物根治放射線照射)を受けたとき ※手術給付特約の手術給付金が支払われる場合を除きます。		何度でも保障	手術補完給付金 手術補完給付金日額*6×5	放射線治療は 60日に1回限度	1回につき 2.5万円
先進医療	先進医療*7による療養を受けたとき		先進医療給付金	1回の療養につき1,000万円 限度、通算2,000万円限度	1回の療養につき 先進医療にかかる技術料と同額*8
	先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき		先進医療一時金		1回の療養につき 15万円
保険料を割引	無事故判定期間(5年間)内に無事故に該当したとき			1回につき 主契約保険料の10%を割引 最大5回/50%割引	

プラス 特約を付加することで、保障をさらに充実させることができます。(任意付加)

特約Ⅰ	生活習慣病 生活習慣病入院給付特約(09) (120日型・II型)	生活習慣病により入院したとき 【対象となる生活習慣病】 悪性新生物 糖尿病 心疾患 高血圧性疾患 脳血管疾患	日帰り入院*3 から保障	生活習慣病入院給付金 生活習慣病入院給付金日額*6×入院日数	1入院 120日限度 通算 1,095日限度	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	一生保障
特約Ⅱ	退院後療養 退院後療養給付特約	退院したとき (主契約の入院給付金の支払われる入院をし、その退院時に生存しているとき)		退院後療養給付金 退院後療養給付金日額*6×5	通算 10回限度	1回につき 25,000円	1回につき 50,000円	一生保障
特約Ⅲ	ガンの治療 ガン化学療法・緩和療養 給付特約	ガンにより化学療法(抗がん剤治療)を受けたとき	入院しなくても 保障	特約化学療法給付金 特約基本給付金額	月1回 通算 60ヵ月限度	1回につき 5万円		90歳まで自動更新 10年満了 一生保障
		ガンによる疼痛などの緩和のために緩和ケアを受けたとき	入院しなくても 保障	特約緩和療養給付金 特約基本給付金額	月1回 通算 60ヵ月限度	1回につき 5万円		

*3 日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。

*4 手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方には付加されません。

*5 対象となる手術(88種類)について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

*6 手術給付金日額・手術補完給付金日額・生活習慣病入院給付金日額・退院後療養給付金日額は、主契約の入院給付金日額と同額です。

*7 お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療でなくなっている場合、この特約からのお支払いはありません。

*8 公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、この特約からのお支払いはありません。
※先進医療給付特約(12)、無事故割引特則およびガン化学療法・緩和療養給付特約については、入院給付金日額 5,000円コース、10,000円コースにかかわらず、一律記載の金額・割合となります。

※給付金のお支払いなどにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは、「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

ケガ保険
病欠保険
携行品保険
賠償保険
ゴルフ向け保険
サポートプラン
長期収入
社員グループ保険
生活習慣病
医療保険

ご契約のお取扱い **重要**

1 ご契約日・保障が始まる日(責任開始期)

- ご契約日：富士フィルムビジネスイノベーション株式会社……………2024年4月1日
富士フィルムビジネスイノベーション関連会社……………2024年5月1日
- 保障が始まる日(責任開始期)：ご契約日と同日

●このご契約には、集団扱特約条項で定める「第1回保険料を集団から払い込む場合の責任開始期に関する特則」が適用されますので、上記ご契約日よりご契約上の保障が開始されます。
※保険料は原則として毎月給与よりお払込みいただきます。

2 お申込み資格および取扱範囲について

- お申込み資格
ご契約者：富士フィルムビジネスイノベーション株式会社および富士フィルムビジネスイノベーション関連会社の役員・社員
被保険者：ご契約者本人・配偶者および同居または生計を一にするご家族（子ども・父母）で、ご契約日における満年齢が0歳から70歳までの方
なお、保険契約者が本人であれば、配偶者・子ども・父母だけのご契約もできます。
※お子さまが医療機関などで受けた治療等について自治体ごとに医療費助成制度を実施しています。詳しくはお住まいの自治体にご確認ください。
- 取扱範囲
「入院給付金日額 5,000円コース」「入院給付金日額 10,000円コース」よりお選びください。
※契約年齢14歳以下の方は「入院給付金日額 10,000円コース」のご契約はできません。
※「手術補完給付特約」は、契約年齢9歳以下の方には付加されません。
※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。
※アクサ生命引受けの他のご契約との通算引受限度により、ご契約いただける入院給付金日額が制限される場合があります。

3 告知について

- ご契約に際しては、各被保険者について下記告知事項をご確認のうえ、申込書兼告知書の被保険者告知欄にある「いいえ」または「はい」のいずれかが該当する方を必ず○で囲んでいただきます。

ア. 申込日現在、病気やけがで入院中、または入院か手術をすすめられていますか
イ. 申込日より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか
ウ. 申込日現在、妊娠していますか
<ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みをされる方のみ>
エ. 今までに、ガン・悪性新生物（肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます）で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術を受けたことや入院をしたことがありますか
オ. または、過去2年以内に上皮内新生物（上皮内ガン）で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術を受けたことや入院をしたことがありますか
※「はい」に該当する場合は、ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みはお引受けできません。

※「継続して10日以上入院」とは、1日も途切れずに連続して10日以上入院された場合をいいます。ただし、退院後、別の病院へ転院した場合や同一病院で転科した場合でも、入院日数が連続して10日以上であれば、上記「イ」に該当することとなります。
※告知事項の詳細および注意事項については、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ）に記載の「告知について」「保険金などが支払われない場合について」を必ずご確認ください。なお、告知がすべて「いいえ」の場合でも、アクサ生命の過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引受けができないことがございますので、ご了承ください。
※給付金などのお支払いは、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因として責任開始期以後にお支払事由に該当した場合に限ります。ご契約いただける方であっても、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因として入院・手術などをされた場合は、給付金などのお支払いの対象となりません。ただし、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因として入院・手術などをされたときでも責任開始期からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院・手術などについては、責任開始期以後の原因によるものとみなして、給付金などをお支払いします。

4 保険期間および保険料払込期間

- 主契約・手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・生活習慣病入院給付特約(09)(120日型・Ⅱ型)・退院後療養給付特約の保険期間および保険料払込期間は終身です。
- ガン化学療法・緩和療養給付特約の保険期間および保険料払込期間は10年です。
※この特約の保険期間満了の日の2ヵ月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、この特約は自動的に更新されます。（更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。）
※更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における年齢が90歳を超えるときは、90歳となるまで保険期間を短縮してこの特約を更新します。
※90歳時には、保険期間・保険料払込期間を終身としてこの特約は自動的に更新されます。給付金などのお支払限度は更新前後を通算します。

5 保険料の払込

- 保険料は集団扱月払とし、毎月の給与より控除します。
（第1回保険料は、富士フィルムビジネスイノベーション株式会社は2024年4月の給与より、富士フィルムビジネスイノベーション関連会社は2024年5月の給与より控除します。）

6 退職後のお取扱い

- 退職後も、所定の手続きにより個人扱（口座振替）で一生涯保障を継続することができます。その際、保険料は集団扱による割引がなくなるため若干高くなります。

7 給付金などの受取人

- 被保険者となります。

8 払いもどし金について

- このご契約を解約した場合、払いもどし金はありません。

9 税務のお取扱い（2023年10月現在）

- 給付金などは非課税です。（所得税基本通達9-21）
- 保険料は生命保険料控除の対象となります。（所得税法76、地方税法34・314の2）

10 代理請求特約について

- ご契約者が被保険者の同意を得て、この特約を付加した場合、所定の給付金などの受取人が給付金などを請求できない所定の事情があるときに、給付金などの受取人に代わり、以下のいずれかに該当している方が、給付金などを請求することができます。

- ①死亡保険金の受取人
- ②被保険者の戸籍上の配偶者（①に該当する方がいない場合、または、①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合）
- ③被保険者の3親等以内の親族（①②に該当する方がいない場合、または、①②に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合）

※被保険者と同居、または、生計を一にしている方に限ります。

アクサ生命のデジタル約款のご案内

「ご契約のしおり・約款」は、アクサ生命のホームページから以下のご利用方法でいつでもご覧いただけます。
①アクサ生命のホームページ(www.axa.co.jp/)へアクセスし、「デジタル約款」を選択。
②「お勤め先または団体を通じてご検討中のお客さま」を選択。ご検討中の商品名を検索またはすでにご契約中のお客さまは証券番号を入力して、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※「デジタル約款」はご契約日が2014年1月1日以降のご契約が対象です。
※「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さまは、ご連絡ください。

■ご契約の際には、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ）」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

アクサメディカルアシスタンスサービス

無料 でご利用いただけます。 ※郵送検査キットによる血液検査サービスについては優待価格でのご提供となります。

医療保険 入院保障保険(プライム60)

病気の予防や早期発見から、病気になったときのサポート、治療後の回復や心のケアに至るまで、お客さまを支えつづけます。
●[アクサメディカルアシスタンスサービス]の内容など、詳しくはアクサ生命ホームページ(www.axa.co.jp/customer/service/ameasa/)でご確認ください。

被保険者さまがご利用いただけます。	被保険者さまとご家族がご利用いただけます。
-------------------	-----------------------

- セカンドオピニオンサービス
- 糖尿病サポートサービス
- オンライン健康相談(Doctors Me)
※ご契約者さまもご利用いただけます。
- 24時間電話健康相談サービス
※ご家族は被保険者さまと同居の場合にご利用いただけます。
- 介護・リハビリサポートサービス
※「あたまの健康チェック®」は被保険者さまと同居のご家族がご利用いただけます。

※上記サービスはアクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。
※各サービスをご利用の際には諸条件があります。
※サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。
※あたまの健康チェック®のライセンスは株式会社ミレニアに帰属します。

ケガ保険
病氣保険
携行品保険
賠償保険
ゴルフ向け保険
サポートメニュー
長期収入
社員グループ
生活習慣病
医療保険

■募集中止商品

2014年度より「入院保障保険(プライム60)」をご案内することとなったため、下記の商品は募集中止としております。

医療保険[5年更新定期型/終身型] (2010年度まで募集)

正式名称 5年更新定期型：高度先進医療給付特約・特定疾患給付特約付医療給付金付個人定期保険
終身型：高度先進医療給付特約・特定疾患給付特約付医療給付金付個人終身保険

■保障内容 重要 【主契約の入院給付金日額5,000円の場合】

基本契約	給付内容	5年更新定期型 (医療給付金付個人定期保険)	終身型 (医療給付金付個人終身保険)	5年毎の更新で80歳まで保障
		<p>ご契約時の保険料が5年毎に見直しされます。(更新)ご健康状態にかかわらず更新できます。</p> <p>ご契約時の保険料が保険料払込満了まで変わりません。</p>		
患者負担の入院費などに 疾病・災害入院給付金	病気により継続して8日以上入院したとき 不慮の事故により180日以内に5日以上入院したとき (1回の入院につき120日/通算700日限度) [入院給付金日額×入院日数]	初日から1日につき 5,000円	初日から1日につき 5,000円	生涯の保障
手術に伴う諸経費に 手術給付金	病気または不慮の事故により所定の手術を受けたとき (手術の種類により対象となる手術88種類) 一部の手術を除き、お支払限度はありません。 [入院給付金日額×50・30・15]	手術の種類に応じて、 1回につき 25・15・7.5万円	手術の種類に応じて、 1回につき 25・15・7.5万円	
死亡・高度障害 保険金	病気等により死亡または所定の高度障害状態のとき [入院給付金日額×100]	50万円	50万円	
災害・災害高度 障害保険金	不慮の事故により180日以内に死亡または所定の高度障害状態のとき [入院給付金日額×200]	100万円	100万円	
高度先進医療 給付金*1 (高度先進医療給付特約)	所定の先進医療*2 による療養を受けられたとき (通算700日限度) [主契約の入院給付金日額×技術料に対応する所定の給付倍率(305~5倍)]	技術料に応じて 1回につき 152.5~2.5万円	技術料に応じて 1回につき 152.5~2.5万円	
特定疾患給付金 (特定疾患給付特約)	所定の特定疾患により継続して8日以上入院されたとき (1疾患につき1回限度) [主契約の入院給付金日額×30]	1疾患につき 15万円	1疾患につき 15万円	
任意選択				
特約 I 成人病入院給付金 (成人病入院倍額支払特約)	所定の成人病により継続して8日以上入院したとき (1回の入院につき120日/長期継続入院給付金と合算して通算700日限度(基本契約と別枠)) [主契約の入院給付金日額×入院日数]	主契約の入院給付金(基本契約)にプラスして1日につき 初日から 5,000円	主契約の入院給付金(基本契約)にプラスして1日につき 初日から 5,000円	
特約 I 長期入院給付金 (成人病入院倍額支払特約)	所定の成人病により継続して270日以上入院したとき (1回の入院につき1回、成人病入院給付金と合算して通算700日限度) [主契約の入院給付金日額×100]	1回につき 50万円	1回につき 50万円	
任意選択				
特約 II 短期入院の備えとして 初期入院給付金 (初期入院給付特約)	病気または不慮の事故により2日以上継続入院したとき (通算10回限度) [主契約の入院給付金日額×4]	1回につき 20,000円	1回につき 20,000円	生涯の保障

*1 高度先進医療給付金額は、「先進医療」にかかる技術料に応じた所定の給付倍率(305倍~5倍)を主契約の入院給付金日額に乘じた金額となります。「先進医療」にかかる技術料と同額をお支払いするものではありません。また、お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療でなくなっている場合、この特約からのお支払いはありません。
*2 約款に定める高度先進医療を意味します。

入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉(2013年度まで募集)

正式名称 手術給付特約・先進医療給付特約(09)・特定疾患給付特約(03)・死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)・無事故割引特則付入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉

■保障内容 重要 【主契約の入院給付金日額5,000円の場合】

基本プラン	主契約	特則	セット特約	任意選択	任意選択
<p>病気(所定のガン以外)・ケガにより 1日以上入院されたとき 5,000円</p> <p>所定のガンにより 1日以上入院されたとき 5,000円</p> <p>無事故判定期間内に 無事故とみなされたとき 10%割引</p> <p>病気・ケガにより 所定の手術を受けられたとき 手術給付特約 20・10・5万円</p> <p>所定の先進医療による 療養を受けられたとき 先進医療給付特約(09) 152.5~2.5万円</p> <p>所定の特定疾患を発病したと 医師により診断されたとき 特定疾患給付特約(03) 15万円</p>	<p>初日から1日につき 5,000円</p> <p>初日から1日につき 5,000円</p> <p>主契約の保険料の 10%割引</p> <p>手術の種類に応じて、1回につき 20・10・5万円</p> <p>技術料に応じて1回につき 152.5~2.5万円</p> <p>1疾患につき 15万円</p>	<p>疾病・災害入院給付金 1回の入院につき60日/ 通算1,095日限度</p> <p>ガン入院給付金 1回の入院・通算ともに お支払限度はありません。</p> <p>無事故割引特則 (最大5回・50%割引)</p> <p>手術給付金 一部の手術を除き お支払限度はありません</p> <p>先進医療給付金* 通算700倍限度</p> <p>特定疾患給付金 1疾患1回限度</p>	<p>初日から1日につき 5,000円</p> <p>1回につき 25,000円</p> <p>各診断給付金につき 50万円</p>	<p>生活習慣病入院給付金 1回の入院につき120日/ 通算1,095日限度</p> <p>退院後療養給付金 通算10回限度</p> <p>ガン診断給付金 急性心筋梗塞診断給付金 脳卒中診断給付金 各診断給付金それぞれ1回限度</p>	<p>生涯の保障</p> <p>生涯の保障</p> <p>保80歳まで</p> <p>保80歳まで</p>

下記の特約 I、II、IIIをプラスすると保障がさらに充実します。

*先進医療給付金額は、「先進医療」にかかる技術料に応じた所定の給付倍率(305倍~5倍)を特約基本給付金額に乘じた金額となります。「先進医療」にかかる技術料と同額をお支払いするものではありません。また、お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療でなくなっている場合、この特約からのお支払いはありません。

●既にご契約されている方の継続加入は可能です。(引続き保険料給与天引きによる継続加入のお取扱いとなります。)

※追加契約、増額はできません。
※解約、減額等をご希望の方は、別途お手続きが必要となります。
※保障内容(概要)につきましては、上記をご参照ください。

※記載の商品内容は商品・制度の概要または一部を記載しております。
ご契約いただいている商品内容の詳細につきましては、お手持ちの「保険証券」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

■このパンフレットに記載の内容は2023年10月現在のものです。

[引受保険会社]

アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777 (代表)

www.axa.co.jp/

[取扱募集代理店・お問合せ先]

富士フィルムビジネスエキスパート株式会社 保険サービスセンター
〒160-0023 東京都新宿区西新宿5丁目1番1号 住友不動産新宿ファーストタワー
TEL 03-6300-6745

[お問合せ先]

アクサ生命保険株式会社 制度推進部
【照会先】法人ビジネス業務部
〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7450

From No.0D2588(11.0) AXA-A1-2310-3273/9W2 2023.11.13

◎引受保険会社一覧

(2024年1月1日現在。引受保険会社は会社の指定により変わることがあります。)

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社はそれぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

また、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。なお、各保険会社の引受割合については、後日確定します。富士フィルムビジネスイノベーション株式会社へお問い合わせください。

【損害保険】

- ケガ保険 ●病気保険 ●賠償保険 ●携行品保険 ●golファー向け保険

- 長期収入サポートプラン

(病気保険は、三井住友海上火災保険株式会社 100%の引受となります。)

幹事会社 **三井住友海上火災保険株式会社**

総合営業第四部 第四課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL 03-3259-3155

東京海上日動火災 損保ジャパン セコム損保 あいおいニッセイ同和

(2024年4月21日以降、変更の可能性があります。)

- 自動車保険 ●火災保険

三井住友海上火災保険株式会社

総合営業第四部 第四課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL 03-3259-3155

- 自動車保険

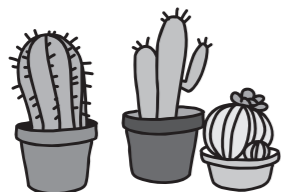
東京海上日動火災保険株式会社

化学産業営業部 営業第二室

〒100-8107 東京都千代田区大手町1-5-1

TEL 03-3285-0216

作成年月：2023年10月 募集文書番号：23TC-004349



【生命保険】

- 医療保険 ●がん保険

〔引受保険会社〕 **アフラック**

東京第二法人営業部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-1 丸の内センタービル

TEL 03-6374-1422

AF006-2023-0912 11月10日(25110)

- 医療保険 (入院保障保険(プライム60))

〔引受保険会社〕 **アクサ生命保険株式会社**

制度推進部【照会先】法人ビジネス業務部

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7450

- 社員グループ保険

〔引受保険会社〕 **日本生命保険相互会社** (事務幹事) 法人サービスセンター

TEL 0120-563-925

※お問合せの際には、記号証券番号(930-2357)をお知らせください。

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3を除く。)

- 医療保険 (生活習慣病保障プラン)

〔引受保険会社〕 **大樹生命保険株式会社** 法人営業第二部

〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

TEL 03-6831-8825

保険種類		万一の事故時のご連絡先
団体損害保険(三井住友海上)	ケガ保険	<p>三井住友海上 事故受付センター</p> <p>0120-258-189 (24時間 365日受付サービス)</p>
	病気保険	
	賠償保険	
	携行品保険	
	ゴルファー向け保険	
	長期収入サポートプラン	
社員グループ保険 (日本生命)	<p>富士フィルムビジネスエキスパート保険サービスセンター</p> <p>0120-553-053 内線8-511-323</p> <p>(土日・祝日を除く平日 10:00 ~ 15:00)</p>	
生活習慣病保障プラン (大樹生命)		
入院保障保険(プライム60) (アクサ生命)		

お問い合わせ先・代理店・扱者

富士フィルムビジネスエキスパート株式会社 (FFBX) 保険サービスセンター ライフサポートグループ

〒160-0023 東京都新宿区西新宿5丁目1番1号 住友不動産新宿ファーストタワー
(受付時間 土日・祝日を除く 平日 10:00~15:00)

Eメール bxhoken@fujifilm.com

TEL 03-6300-6745 FAX 03-5485-7586

内線 8-511-323 フリーダイヤル 0120-553-053

※音声ガイダンスから6 (団体保険募集) をお選びください。(ガイダンスの途中でもお進みいただけます。)

ホームページ <https://www.fujifilm.com/ffbx/ja>